

令和元年6月13日

島根県選挙管理委員会（地域振興部市町村課）

担当：山根・西村（0852-22-5792）

島根県選挙管理委員会での決定事項等について

令和元年6月13日（木）午後2時00分から開催した島根県選挙管理委員会において、第25回参議院議員通常選挙に関して決定又は報告された事項は下記のとおりです。

1 投票区・ポスター掲示場数（市町村別の内訳は別紙1のとおり）

（1）投票区は、市町村選挙管理委員会が必要に応じて設定する。（公職選挙法17②）

今回の投票区は、県計643か所

〈参考〉

平成31年知事選挙時は646か所

平成29年衆議院議員総選挙時は647か所

平成28年参議院通常選挙時は648か所

（2）ポスター掲示場は、市町村選挙管理委員会が設置する。設置総数は、投票区ごとの選挙人名簿登録者数と面積に応じて政令で定められた基準により算定されるが、都道府県選挙管理委員会に協議の上、設置総数を減少することができる（公職選挙法144の2①②）。減少することができる場合は、①地勢・交通等の事情により設置場所の確保が困難な場合と、②有権者数とその分布状況等から効用が十分に発揮できない場合である。

今回のポスター掲示場数は、県計3,724か所

〈参考〉

平成31年県知事選挙時は3,727か所

平成29年衆議院議員総選挙時は3,758か所

平成28年参議院通常選挙時は3,779か所

2 投票所の開閉時刻変更の届出状況（市町村別の内訳は別紙2のとおり）

投票所の開閉時刻は、原則午前7時から午後8時までであるが、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情がある場合は、市町村選挙管理委員会は、投票所の開閉時刻を変更できる。（公職選挙法40①）

市町村選挙管理委員会は、投票所の開閉時刻を変更した場合は、その内容を告示し、都道府県選挙管理委員会に届け出ることとされている。（公職選挙法40②）

今回の開閉時刻変更投票所数は、県計605か所（投票所の総数は643か所）

〈参考〉

平成31年知事選挙時は599か所（投票所の総数は646か所）

平成29年衆議院議員総選挙時は600か所（投票所の総数は647か所）

平成28年参議院通常選挙時は575か所（投票所の総数は648か所）